

【 令和 7 年12月 定例会 総務建設委員会録 】

開催日時 令和 7 年 12 月 15 日（月） 午前 10 時 00 分から

場 所 全員協議会室

付託案件 議案第 54 号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
議案第 55 号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例
議案第 56 号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例
議案第 57 号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例
議案第 59 号 有田市火災予防条例の一部を改正する条例
議案第 60 号 有田市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の
一部を改正する条例

出 席 者

出席委員 中西登志明委員長・脇村隆生副委員長
西口正助委員・堀川 明委員・花野仁志委員・武田豊治委員

生駒三雄議長

当 局

経営管理部 宮崎三穂子部長・五味佑介理事・御前一晃理事
山本芳規参事・石井滝称経営企画課長・中尾一之防災安全課長
福田典久デジタル推進室長・山崎希恵税務課長・嶋田真也人事係長
濱口 裕総務管財係長

経済建設部 脇村哲弘部長・野井嘉人ふるさと創生室長・児嶋利樹産業振興課長
酒井宗博有田みかん課長・児嶋信毅建設課長・上野山猶哉建設課主幹
筋原 章都市整備課長・南村啓太商工観光係長・高野芳隆水産係長
福田展樹みかん農政係長・志水公平工務係長・北裏展之計画整備係長
嘉藤峰征公共建築係長

消 防 本 部 鎌田利宏消防長・武田一之次長・鎌田竜二総務課長
嶋田晃宏警防課長・宮井庸次予防課長・尾藤 彰予防課主幹

議会事務局 嶋田実明局長・石井義人次長・大谷真也書記

開 会

○中西委員長： ただいまから、総務建設委員会を開会いたします。これより議事に入ります。「議案第54号 有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○山本経営管理部参事： 議案第54号

有田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の説明

○中西委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○脇村副委員長： 今回の改正についてなんですが、人事院勧告がベースになっていることは理解しているんですが、それ以外に何か議論に上がることとかあるんですか。人事院勧告が出たからそのままスライドして終わりなのか、ほかにも何か論点があったのかっていうところが、もしあればお伺いしたい。

○山本経営管理部参事： 今回の条例改正の提案理由のところにも記載してございますとおり、人事院の給与勧告に基づき、一般職の給与改定をしようとするもので、国家公務員に対し出された令和7年の人事院勧告に基づいたものでございます。

○脇村副委員長： 職員の給料を上げるというところなんですけれども、有田市民の同じような給与所得者の給与所得が上がっているのかどうかっていうところを、把握していれば教えていただきたいんですが。

○山本経営管理部参事： 既定による統計ルールに基づいたものはございませんが、私どもで調べた有田市の給与受給者の前年比の伸びにつきましては、令和6年度から7年度にかけまして、市内の給与受給者は2.1%の増加と把握してございます。

○脇村副委員長： 有田市民の方というところで切り取ると2.1%程度かなというところと、職員給与を3%程度上げるという話だと思うんで、この差というところは重く受け止めていただきたいなと思います。ただ一方、市の職員は副業だとか、そういったほかの収入を得るっていうところが、かなり制限されているかなというところもあるので、今回特に反対するというようなつもりはないんですけれども、ただ市民の方よりも、昇給しているっていうところを重く受け止めていただいて、今後とも職務に当たっていただきいただきたいなと思います。

○花野委員： 通勤手当が上がる場所は、どんな算定になっているのか。今、ガソリン税の暫定税率が下がっていく中で、単価も下がっている。何を基準に算定されているのか、お伺いしたい。

○山本経営管理部参事： こちらも先ほどのちょっと答弁と重複しますが、国が出した国家公務員に対する人事院勧告の中に通勤手当に関する見直しがございますので、そちらのものを受けて改正をしてございます。

○花野委員： ということは、何を基準にしているか分からないということですね。

○山本経営管理部参事： 様々なデータをもとに、人事院のほうで分析をした人事院勧告でございまして、その中で、算定されたものという認識でございまして。

○花野委員： 了解しました。

- 中西委員長： ほかにございませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採決 (可決)

- 中西委員長： 次に、「議案第55号 有田市特別職給与条例の一部を改正する条例」を議題といたします。当局の説明を求めます。

- 山本経営管理部参事： **議案 第55号
有田市特別職給与条例の一部を改正する条例の説明**

- 中西委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。
- 武田委員： 公務の職務職責を重視し、より規模の大きな企業と比較とありますが、どの企業か分かりますか。
- 山本経営管理部理事： こちらは、国の人事院で国家公務員向けに出してるものです。全国の企業のデータを基に、算定しているという認識でございます。
- 武田委員： 有田市内の民間企業とかは、分からないっていいですか。
- 山本経営管理部理事： 企業の特定は、できてございません。
- 武田委員： 先ほど脇村議員も話してたんですけど、2.1%上昇しているとなってるんですけど、今の有田市の経常費収支比率は、令和5年で105.9%、6年で102.8%。全国でもワーストで本当に下のほうなんですけど、令和7年度も令和6年度と横ばいって聞いています。なかなか所得も上がらない中、物価高騰で苦しんでいる有田市民の生活を考えたときに、特別職、市議会議員の期末手当を上げることにしましては、ちょっと受けられないとは思いますが、意見として言わせてもらいます。
- 花野委員： 先ほどお伺いさせていただいた通勤手当について、その他のところに書いている説明、これが基になっているということなんですかね。
- 山本経営管理部参事： 先ほどの議案の答弁の中では、こちらのその他の主な給与制度見直し、3ページのその中の通勤手当でございます。
- 花野委員： その件については、了解しました。
僕らには、通勤手当は出てないんですけど。今の世間の状況というのは、さっきも言ったように、石油の暫定税率が撤廃されるという中で、逆に言うたら、ガソリン単価が安くなるという中で、通勤手当が上がってきている。若干矛盾も感じるんですけども、この改正は何年にされているんですか。
- 山本経営管理部参事： これは7年の人事院勧告でございますので、今年度の4月に遡及して適用するものでございます。
- 花野委員： その以前に改定されたものか。
- 山本経営管理部参事： 人員勧告は毎年出てございまして、今回は7年の改定がこの内容でございます。
- 花野委員： 了解しました。先ほど言ったように、ガソリン全体が価格下がっている中で、若干矛盾を感じるなっていうところはございます。

- 武田委員： これ出されたときってというのはガソリン価格が高いときに、計算されてるんですか。
- 山本経営管理部参事： 人事院勧告は民間企業との比較で出されているものでございますので、いつ時点かっていうのは把握してございませんが、民間企業の通勤手当との比較の差を出しているものでございます。
- 武田委員： ガソリン価格がもう今下がっているんですけど、11日で最終の補助が終わりますんで、もう25円10銭入ってるんですが、次は、下がる可能性もあるんですか。
- 山本経営管理部参事： 毎年行われている人事院勧告ですので、そのときの民間企業との差を反映しますので、当然下がる場合もございます。
- 中西委員長： ほかにございませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採決 (否決)

- 中西委員長： 次に、「議案第56号 有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。当局の説明を求めます。

- 山本経営管理部参事： **議案 第56号**
有田市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の説明

- 中西委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採決 (可決)

- 中西委員長： 次に、「議案第57号 有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。当局の説明を求めます。

- 山本経営管理部参事： **議案 第57号**
有田市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の説明

- 中西委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。
- 堀川委員： 特別任期付職員は、何人いるのか。
- 山本経営管理部参事： 今年度、現在6名でございます。
- 中西委員長： ほかにございませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採決 (可決)

○中西委員長： 次に、「議案第59号 有田市火災予防条例の一部を改正する条例」を議題といたします。当局の説明を求めます。

○宮井消防予防課長： 議案 第59号

有田市火災予防条例の一部を改正する条例の説明

○中西委員長： 説明は終わりました。次に質疑を認めます。御質疑ありませんか。

○花野委員： 29条の各号に定める火の使用の制限と書いているんですけども、どのような制限を設けておられるのかを教えてください。

○宮井消防予防課長： 火災予防条例第29条において定められており、林野原野において火入れをしないこと、煙火を使用しないこと、屋外において火遊びまたはたき火をしないこと、屋外において引火性または爆発性の可燃物品の付近で喫煙をしないこと、山林原野で喫煙をしないこと、残火、取灰または火の粉の始末をすることなどの行為に、制限がかかります。

○花野委員： それは、例えば注意報とか警報とかって変わってくるんだと思うんですけども、今言われた中で、そこら辺の分類はどこかでされているんですか。

○宮井消防予防課長： 林野火災の注意報及び警報、どちらにも該当するようになります。

○花野委員： 両方とも。そうなんですか。普通、注意報と警報では若干違うのかなと思いましたが、両方に通用するってことであるということで、分かりました。

○宮井消防予防課長： 屋外での火の使用の制限ということで、注意報、警報ともに該当いたします。

○花野委員： 注意報が出たらこういうふうにしたらとか、そういうような一覧表みたいなものが広報等に出ているのかな。

○宮井消防予防課長： 広報等では流れていませんが、条例のほうで謳われてるような形になります。

○花野委員： ということは、一般市民がそこまで理解できてないという可能性もあるかなと、僕は思うんですけども。その辺どうですかね。

○中西委員長： 簡単にまとめたパンフレットみたいなものっていう話なんかな。見てすぐ分かるような、注意喚起するような資料を作る予定はないのか。

○宮井消防予防課長： 今回の改正に伴いまして、広報ありだもしくはSNS等で周知できればと考えております。

○花野委員： それを見たらどこまでやったらいいのかと、農家の人も含めてそういうところもあると思いますので、よろしく願いいたします。

○宮井消防予防課長： 分かりました。

○花野委員： この条例の案件じゃないんですけども、先般、市政報告会で、消防職員の危険物の資格を持っている方は何%ですかという問いがあったように思うんですけども、その中で、30%というお答えされていたと思うんです。市消防職員、全体で何人がいて、そのうちの30%に当たるんだと思うんですが。何人ですか。

○宮井消防予防課長： 現在、消防職員46名で、危険物の資格を持っている者は17名ござい

ます。

- 花野委員： その中で、種類としては甲乙丙ってありますけども、大体乙ぐらいを皆さん持っておられるということによろしいでしょうか。
- 宮井消防予防課長： 甲種のほうは2名持っております。ほかの職員につきましては、乙4の資格を持っていると認識してございます。
- 花野委員： 今後、そういう資格を持たれる方が多くなるように啓発等も行いながら、よろしく願いしときます。
- 武田委員： 乙4以外は必要ないんですか。
- 宮井消防予防課長： 基本乙4、あれば大丈夫かとは思いますが、ただエネオスがございしますので、それ以外の資格もあればいいかとは思いますが、甲種を持っている職員が2名おります。
- 中西委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採決 (可決)

- 中西委員長： 次に、「議案第60号 有田市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。なお、事前に質問等をさせていただいておりますので、当局の説明も合わせてよろしく申し上げます。

- 児嶋産業振興課長： **議案 第60号
有田市漁業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の説明**

- 中西委員長： 説明は終わりました。次に、質疑を認めます。御質疑ありませんか。
- 花野委員： 当たり前のこととは思いますが、確認のために。災害等のいろんな大変な状況の中で、単独の指定工事店になったりはしないのか。
- 児嶋産業振興課長： 基本的には、市内の指定工事店の確保が困難な状態でございますので、県内等地区を限定した一般競争入札の執行になるという予定をしております。その中で、入札参加者が見込めない場合などは、随意契約になる場合もあるということを、想定しております。
- 花野委員： その件については、了解いたしました。
続いて、この緊急事態の中で、当局として、誰が、どの課が、どのような体制で、各市町村へ連絡を回していくのか。やはり連絡体系を明確にしておかないといけないと思うんですけども、その辺はどうお考えでしょうか。
- 御前経営管理部理事： 基本的には、災害発生時には災害対策本部を市のほうで立ち上げます。その中で、人や物につきましては、それぞれ総務課であったり、産業振興課であったりっていうふうな形で、受援を求めるような形になります。
今、この議案に上がっております工事等につきましては、担当部署において判断をしていく。災害対策本部の中で協議の上、担当課において工事店等を探すというか、工事で

るよう入札依頼等を出していくような形になると思われます。

○花野委員： ちょっと分かりづらかったんですけども。端的に言うたら、その時々で変わるということですかね。

○山本経営管理部参事： 入札の関係もございまして、私のほうから答弁させていただきます。この条例の改正につきましては、早期復旧のために、ほかの市町村長の指定を受けた者に工事等を行わせる必要があると認めた場合にだけ、本市の指定工事店以外に依頼できるよう、あらかじめこの条例を改正し、定めておきたいというものでございます。

大規模災害時には、先ほど答弁しましたように、ほかの自治体や機関から人と物資の応援を円滑に受け入れるために、活用するための受援体制っていうものを定めます。これは、和歌山県が取りまとめて、調整をするというものでございます。

○花野委員： 人、物というお話が出ていましたけども、要は、入札のために各市町村への働きかけ、A市には工事できる場所は何かありますかとか、そういう働きかけをまずはしていくわけですね。

○山本経営管理部参事： 入札につきましては、他の市町村長に応援を依頼するというよりは、市のほうでの入札でございますので、他の自治体にある工事店はこちらから選ぶという形になります。市町村長に依頼をして、そちらから降ろしてもらうというものではございません。

○花野委員： 今言ったように、こちらからそういうふうをお願いしていくわけですね。市の担当として、どの課がするんですか。

○山本経営管理部参事： 入札につきましては、総務課の入札担当のほうで行います。

○花野委員： 了解いたしました。

○脇村副委員長： 今回のこの条例なんですけれども、とても必要なものだというふうに認識はしております。また、運用に関してもきっちりしますということで、議案質疑のところでも答弁いただいているとおりにかなと思います。

この条文だけを読んだときに、この災害その他非常の場合という定義であったり、市長がほかの市町村の指定を受けたというところ、市外業者というところ、このただし書の中ではある程度裁量権が大きいのかなと。つまり市長の職権乱用ができるんじゃないかというふうに読めるんですけども、この辺はリスクとして認識しているのかどうかというところをお伺いしたいです。

○児嶋産業振興課長： 前提といたしまして、ただし書の規定ですので、特例を定めるものということになるという認識でございますが、非常事態が想定される状況下で運用される規定でございますので、一定の市長権限を認められるような表記にしておかないと、その規定に縛られて、運用に支障を来すということが考えられるということで、今回の表記方法になっていると認識してございます。

○脇村副委員長： つまり乱用の危険性はないというふうに、考えているということでしょうか。

○児嶋産業振興課長： 入札等につきましても、先ほど御答弁させていただきましたとおり、きちんと他の条例で制約がかかるような部分というのでもございます。随意契約になる場合につきましても、地方自治法施行令等できちんとした規定がございまして、適正に行われるものという認識をしてございます。

- 脇村副委員長： 分かりました。
- 中西委員長： ほかに御質疑ありませんか。
- 委員： なし。

質疑終了 採 決 (可 決)

午前10時49分 閉 会